

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を示すものとして2016年5月12日に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、2018年11月27日、2021年11月26日に一部改定を行いました。「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ホームページにおいて開示していますので、ご確認ください。

コーポレートガバナンス・ガイドライン : <https://nissin.jp/company/data/guide2111.pdf>

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4 政策保有株式】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「2. 株主の権利と平等性の確保 (4) 株式の政策保有と政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」をご確認ください。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「2. 株主の権利と平等性の確保 (7) 関連当事者間の取引」と本コーポレート・ガバナンス報告書の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」欄をご確認ください。

#### 【補充原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

本コーポレート・ガバナンス報告書の「内」3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の「その他」欄をご確認ください。

#### 【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「4. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」をご確認ください。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」、「6. 取締役会等の責務 (2) 経営計画の策定・公表、(8) 指名・報酬委員会、(9) 取締役・監査役の選解任手続、(10) 取締役の報酬方針と報酬額」をご確認ください。

#### 【補充原則3 - 1 情報開示の充実】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 情報開示の充実」をご確認ください。

#### 【補充原則3 - 1 情報開示の充実】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 情報開示の充実」、「6. 取締役会の責務 (2) 経営計画の策定・公表」と本コーポレート・ガバナンス報告書の「内」3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の「環境保全活動、CSR活動等の実施」欄をご確認ください。

#### 【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務 (1)】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (4) 代表取締役等への委任の範囲」をご確認ください。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (7) 社外役員の独立性判断基準」をご確認ください。

#### 【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (8) 指名・報酬委員会」をご確認ください。また、指名・報酬委員会の構成・決議基準・役割については、本コーポレート・ガバナンス報告書の「内」指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 補足説明」欄に記載していますので、ご確認ください。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (5) 取締役会と監査役会の規模と構成、(8) 指名・報酬委員会、(9) 取締役・監査役の選解任手続」をご確認ください。

また、取締役・監査役の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスを「取締役・監査役候補の指名方針等」とあわせて、本コーポレート・ガバナンス報告書の最終頁に添付していますので、ご確認ください。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (14) 取締役・監査役の他社等への兼任」をご確認ください。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (13) 取締役会の実効性の分析・評価」をご確認ください。

また、2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の当社取締役会の分析・評価結果は、本コーポレート・ガバナンス報告書の最後の 内「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」の(3)に記載していますので、ご確認ください。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (15) 取締役・監査役のトレーニング」をご確認ください。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「8. 株主との対話」をご確認ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	54,991,175	51.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,928,000	7.42
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	5,866,300	5.49
関西電力株式会社	4,565,000	4.27
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	2,180,000	2.04
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,653,300	1.55
住友生命保険相互会社	1,653,000	1.55
株式会社日本カस्टディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	958,000	0.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	795,511	0.74
日本電気硝子株式会社	757,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友電気工業株式会社 (上場:東京、名古屋、福岡) (コード) 5802

### 補足説明

当社の親会社は住友電気工業株式会社1社であり、当社は同社の連結子会社です。親会社は当社株式の51.45%(自己株式を除く発行済株式の総数に対する所有株式数の割合)を所有し当社に対する議決権の51.46%を保有しています。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	東京 プライム
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と親会社の住友電気工業株式会社との主な取引として、当社は同社に受変電設備を、同社は当社に電力用ケーブルを、それぞれ販売しています。

親会社の住友電気工業株式会社との取引の条件については、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しております。

また、2021年11月26日付けで、社外役員で構成する「親子取引審議委員会」を設置し、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、同委員会でも審議・検討を行った上、取締役会に付議しています。

なお、当社は上場子会社としての実効的なガバナンス体制をより強固にし、また、独立役員による一般株主保護を図るべく、独立社外取締役を2名以上置き、取締役総数における独立社外取締役の割合を3分の1以上とすることとし、現在その割合は3分の1であります。当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定に当たっては、親会社から一定の独立性を確保し当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社や少数株主の利益を害することは無いものと判断しています。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社の住友電気工業株式会社は、同社と上場子会社のそれぞれが持続的成長と企業価値の向上を図っていく上で、各上場子会社が経営の独立性を確保していくことが重要であると認識し、その前提のもと、同社は上場子会社が独立した意思決定を担保するための実効的なガバナンス体制を構築することを重視すると共に、同社と上場子会社との間の取引が適切な条件のもと行われるようにするなど、上場子会社の少数株主の利益を害することのないようにしています。

当社は、特に今後拡大が見込まれる再生エネルギーやスマートグリッド関連事業の拡大に向け、大規模風力発電事業等の分野において、住友電気工業株式会社の環境エネルギー事業と連携することにより、グループの総合力を活かして顧客にソリューション提案を行うなど、シナジーを発揮している一方、上記の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、当社は同社から一定の独立性を確保しているものと考えており、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
百合野正博	学者													
平林幸子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
百合野正博		<p>百合野正博氏は同志社大学の名誉教授及び学校法人同志社の監事を務めています。</p> <p>また、当社は同氏と2014年6月24日付けで責任限定契約を締結しています。</p>	<p>百合野正博氏は、1973年4月に同志社大学大学院商学研究科修士課程に入学して以降、一貫して会計・監査に関する研究・事例分析などに取り組んできました。2000年4月に同志社大学商学部教授に就任して以降、2003年4月に同志社大学大学院商学研究科教授に就任し、同大学院商学研究科での研究や同大学での教育を行ってきました。その後、2020年3月31日付けで同教授を退任し、同年4月1日付けで同志社大学の名誉教授に就任しています。また、2020年8月4日付けで学校法人同志社の監事に就任しています。</p> <p>同氏は、2021年度の取締役会12回に全て出席しており、その会計・監査に関する専門的な知見・経験を活かし、当社の社外取締役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。</p> <p>当社と同志社大学との取引として、当社は同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、その対価(年間取引額)は、当社の連結売上高、同志社大学の総収入(何れも過去3事業年度の平均)の何れに対しても1%未満であり、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン上の「社外役員の独立性判断基準」での金額基準を下回っております。</p> <p>従って、同氏の独立性は確保されており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2により一般株主保護のため確保する独立役員(以下「独立役員」という)として、2014年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。</p>
平林幸子		<p>平林幸子氏は京都中央信用金庫の相談役、京都府公安委員会の委員、学校法人立命館の理事・評議員を務めています。</p> <p>また、当社は同氏と2016年6月22日付けで責任限定契約を締結しています。</p>	<p>平林幸子氏は、1971年4月に京都中央信用金庫に入職して以降、同信用金庫において、広報課長、情報開発室次長、秘書室長、理事、常務理事、専務理事、副理事長、副会長を経て現在は相談役を務め、経営や財務・会計に関する幅広い知見・経験を有しております。</p> <p>同氏は、2021年度の取締役会12回に全て出席しており、その経営や財務・会計に関する豊富な知見・経験を活かし、当社の社外取締役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。</p> <p>当社と京都中央信用金庫との取引として、同信用金庫は当社の株式を200千株保有していますが、その全体における持株比率(当社名義の自己株式数を控除したうえ算出)は0.19%と僅少であり、また、当社は同信用金庫との間で預金や借入を行っていません。</p> <p>従って、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として、2016年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	2	0	3	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	2	0	3	社内取締役

補足説明

「その他」の3名は、いずれも当社の社外監査役であります。

当社の取締役の選任や報酬額などに関する審議機関として客観性・透明性を確保すべく、2018年11月27日付で、取締役会の下に「指名・報酬委員会」を設置しています。「指名・報酬委員会」は代表取締役社長(委員長)と社外役員全員(社外取締役2名・社外監査役3名)の委員で構成しています。委員の過半数を独立役員である社外役員とし、委員会の定足数を構成員の過半数としたうえ、決議を出席委員の過半数の賛成により決するものとしており、委員会の独立性を確保しています。委員会は取締役・監査役の選解任、取締役報酬方針、取締役の報酬額などにつき審議を行ったうえ決議しています。

「指名・報酬委員会」については、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 取締役会等の責務 (8) 指名・報酬委員会」に記載していません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門である業務監査部と監査役<常勤>は、毎月1回の内部監査結果報告会でコンプライアンス、当社グループでの業務執行状況などに関する監査結果や課題につき情報交換すると共に、年間監査計画や監査方法についても随時意見交換するなど、相互に連携しつつ、監査役監査や内部監査を実施しています。また、監査役<常勤>と業務監査部は、会計監査人が実施する往査に適宜立会い、会計監査の内容を確認しています。さらに、監査役会と業務監査部長は、会計監査人と定期的に会合を行い、監査計画や監査結果につき聴取して確認しています。社外監査役と業務監査部との関係については、上記のとおり業務監査部が監査役<常勤>と相互に連携を図った上で、監査役<常勤>より社外監査役へ情報の伝達が行われており、社外監査役と業務監査部とは連携がとれているものと認識しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中等	弁護士													
佐伯剛	公認会計士													
松原洋子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中等		<p>田中等氏は当社が顧問契約並びにヘルプラインデスク(内部通報システム)の社外ライン窓口業務の委託契約を締結している「弁護士法人淀屋橋・山上合同」の弁護士・代表社員を務めています。</p> <p>同氏は、テイカ株式会社の取締役(社外取締役)を務めています。</p> <p>また、当社は同氏と2014年6月24日付けで責任限定契約を締結しています。</p>	<p>田中等氏は弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、1979年4月の弁護士登録以降、企業法務や民事商事案件などを専門とする弁護士として様々な事案に関する相談に対応すると共に、企業の社外取締役・社外監査役を務めています。また、大阪弁護士会副会長という要職を務めるなど、豊富な知見・経験を有しております。</p> <p>同氏は、2021年度の取締役会12回、監査役会12回に全て出席しており、その弁護士等としての専門的かつ豊富な知見・経験を活かし、法令に関する観点などから、当社の社外監査役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同と顧問契約並びにヘルプラインデスク(内部通報システム)の社外ライン窓口業務の委託契約を締結していますが、それらの対価(年間取引額)は、当社の連結売上高、同弁護士法人の総収入(いずれも過去3事業年度の平均)の何れに対しても1%未満であり、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」上の「社外役員の独立性判断基準」での金額基準を下回っており、また、同氏は当社や当該社外ライン窓口業務を担当する弁護士ではありません。また、同氏が取締役(社外取締役)を務めるテイカ株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。従って、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として2014年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。</p>

佐伯剛	<p>佐伯剛氏は当社、当社の親会社である住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社の会計監査人を務める「有限責任 あずさ監査法人」に2013年6月まで所属していました。なお、過去の当該監査法人への所属中も、同氏は当社、住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社に対する監査業務を担当したことはありません。</p> <p>また、当社は同氏と2015年6月23日付けで責任限定契約を締結しています。</p>	<p>佐伯剛氏は、1981年8月の公認会計士登録以降、監査法人での在籍中は一貫して企業への法定監査に携わっており、地方自治体の包括外部監査人、地方独立行政法人や公益財団法人の監事の経験も有しています。また、日本公認会計士協会の要職(常務理事・近畿会会長)を歴任しており、会計・財務・監査に関する専門的な知見・経験を有しております。</p> <p>同氏は、2021年度の取締役会12回、監査役会12回に全て出席しており、その会計・財務・監査に関する専門的な知見・経験を活かし、当社の社外監査役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として2015年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。</p>
松原洋子	<p>松原洋子氏は学校法人立命館の理事・副総長、立命館大学の副学長、立命館大学大学院先端総合学術研究科の教授を務めています。</p> <p>また、当社は同氏と2020年6月19日付けで責任限定契約を締結しています。</p>	<p>松原洋子氏は、2002年4月の立命館大学産業社会学部教授への就任後、2003年4月より現在まで同大学大学院先端総合学術研究科の教授を務め、一貫して生命倫理や社会と科学技術との関連につき研究を行ってきました。また、立命館大学人間科学研究所所長、同大学衣笠総合研究機構長などを歴任し、現在は学校法人立命館の理事・副総長、立命館大学の副学長を務めています。</p> <p>同氏は、2021年度の取締役会12回中10回、監査役会12回中10回に出席しており、その専門的かつ豊富な知見・経験を活かし、ジェンダーを含む多様性が重要な時代において多角的な視点・観点から、当社の社外監査役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。</p> <p>同氏や立命館大学等と当社との間に特別の利害関係はなく、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として2020年5月に証券取引所へ届出を行っています。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社の社外役員(社外取締役の百合野正博氏、平林幸子氏並びに社外監査役の田中等氏、佐伯剛氏、松原洋子氏)5名全員が独立役員の資格・条件を満たしており、その5名を独立役員に指定して証券取引所に届出を行っています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明
--------------

後記の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご確認ください。



## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

第164期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)に係る報酬等の額は次のとおりです。

取締役(社外取締役を除く) 6名 247百万円  
監査役(社外監査役を除く) 2名 54百万円  
社外役員 5名 33百万円

(注)

1. 上記の対象者は、第164期の間に在任していた当社の取締役・監査役の全員であり、第163期定時株主総会(2021年6月18日)終結時に任期満了により退任した取締役2名を含んでいます。

2. 上記の取締役(社外取締役を除く)の額には、業績連動報酬の第164期における引当額72百万円を含んでいます。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### (1)当社の取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は2021年2月26日の取締役会で、下記のとおり、取締役の報酬等の決定に関する方針を決議しました。

なお、当社の監査役報酬はその全額を基本報酬とし、株主総会(2014年6月24日開催の第156期定時株主総会)で承認決議された監査役報酬の支払総額(月額8百万円)の枠内で、監査役の協議により決定されています。

#### 記

当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成する。

取締役報酬の支払総額を株主総会(1992年6月26日開催の第134期定時株主総会)で承認決議した報酬額(月額50百万円)の枠内で決定する。社外取締役への業績連動報酬は独立性を確保する観点から支給しないこととする。

基本報酬額は、役職位等ごとに当社が定める一定の基準に基づき、中長期的な観点も踏まえ、役割や責任度合い、担当領域の規模や複雑性・難易度などを勘案し決定する。

業績連動報酬額は、当社グループの業績、業績への貢献度合い、中長期計画の目標(連結売上高、連結営業利益、ROA・ROE)達成度合い、その他の実績などの業績をもとに総合的に決定する。

報酬に占める基本報酬額と業績連動報酬額の割合は、役職位や業績連動報酬額等により変動するが、上位の役職者ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とする。また、基本報酬額と業績連動報酬額のいずれも月例支給とし、取締役としての在任中のみ支給する。

当社は2018年11月27日付で「指名・報酬委員会」(代表取締役社長と社外役員5名<社外取締役2名、社外監査役3名>の計6名で構成)を設け、一層、客観性・透明性を確保するため取締役の報酬額につき「指名・報酬委員会」で審議し決議している。その決議を踏まえ、取締役会で代表取締役社長に一任することの承認決議を得たうえ、社長が各取締役の報酬額を決定する。

なお、当社グループの業績向上への意欲や士気を一層高めると共に、株主価値をより重視した経営を推進するため、社外取締役を除く取締役に、株式積立(株式累積投資)を通じた自社株の定期的な購入を推奨し、取締役在任中は保有自社株を継続して保有する。

#### (2)取締役の報酬等の決議

取締役の報酬等については前記の . 1.【取締役関係】「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」に記載の「指名・報酬委員会」で審議し決議しています。その決議を踏まえて、取締役会にて取締役の個人別の報酬額を決定することを代表取締役社長に委任することを決議しています。その委任の理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の具体的評価を行うことに、代表取締役社長が最も適任であると判断したためであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員(社外取締役・社外監査役)については、それぞれ、社内との連絡・調整にあたる者(社外取締役については担当の常務取締役、社外監査役については監査役<常勤>)を定め、その連絡調整者を通じて必要な情報を提供する体制としています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小畑英明	特別顧問	経済団体など社外の団体での活動 経営陣からの相談に応じた助言 社会貢献活動	常勤・非常勤の区分設定なし 報酬有	2021/6/18	内規で定める

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

## その他の事項

当社は相談役制度を設けていません。

当社では内規に基づき、役員を退任した者に対して特別顧問はじめ顧問を委嘱する場合があります。但し、顧問は、いかなる経営上の意思決定にも関与していません。

特別顧問はじめ顧問の委嘱について、取締役会での承認決議を受けています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社法に基づき「監査役会設置会社」の体制を採り、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。経営・業務執行について、原則として、取締役会を毎月1回、常務会を毎月2回開催し、「取締役会規則」、「取締役会付議事項に関する規則」、「常務会規程」、「執行役員規則」、「決裁権限規程」、「職務権限規程」などの社内規則に従い、適正に業務を執行する体制を構築しています。

当社の取締役会は、当社グループ全体の内部統制や全社的なリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門も活用しつつ、その体制の運用状況を監督しています。

主な社内委員会としては、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びリスク管理実務委員会を設置したうえ、いずれも定期的で開催しており、コンプライアンス委員会は代表取締役社長を委員長、関係部門長を委員、法務部を事務局とし、監査役<常勤>と業務監査部長も出席しています。リスク管理委員会は代表取締役社長を委員長、常務会メンバーを委員、リスク管理実務委員会は総務部所管役員を委員長、関係部門長を委員とし、いずれも総務部を事務局とし、監査役<常勤>と業務監査部長も出席しています。それらの委員会は、後記の「1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、コンプライアンス施策、リスク管理や緊急事態対応に係る施策を推進しています。

監査については、適法かつ適正な経営を確保するために、監査役、内部監査部門と会計監査人が相互に連携した三様監査(監査役監査、内部監査及び会計監査)を行っています。

当社の監査役監査については、監査役5名(監査役<常勤>2名と社外監査役3名<内1名は女性>)が取締役の職務執行につき監査すると共に、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・計画・分担等に従い、重要な会議(取締役会・常務会等)への出席、取締役や執行役員その他従業員等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書等の閲覧、主要事業所や子会社等の監査などを行い、また、監査役間の相互情報交換も実施しつつ監査活動を進めています。さらに、子会社の監査役と定期的に会議を行い、情報の共有化に努めています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、当社各部門・子会社への監査役監査はリモート監査で行っており、生産工場や倉庫などを監査する場合は、監査役監査と内部監査の合同監査として、スマートフォンのカメラ機能や定点観測写真を活用して行っています。加えて、会計監査人(有限責任 ずさ監査法人)に対しては、適宜往査立会や情報交換を行い、その監査の方法及び結果の相当性を確認しています。なお、監査役のうち植野正及び佐伯剛の2氏は、次のとおり財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

・植野正氏は、当社において長年にわたり経理部を所管する取締役及び経理部長を務めました。

・佐伯剛氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査に携わっています。

当社の内部監査は、業務監査部が実施しており、関連規則に従い事前に社長決裁を受けた監査計画書に基づき、当社の部門及び国内外の子会社を対象に、法令や社内規則の遵守、目的の整合性、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性並びに資産の保全の五つの視点から、コンプライアンス監査などを含む内部監査を実施しています。業務監査部は、内部監査の結果を社長、監査役へ毎月1回報告した上、取締役会へ半期に1回報告しています。

外部監査を行う会計監査人は当社の監査役会が選任した「有限責任 ずさ監査法人」であり、業務執行社員である公認会計士の梅田佳成、前田俊之の2氏と補助者(公認会計士を主たる構成員とし、その他システム専門家等)で担当しています。

取締役・監査役候補者の指名については、前記の「1. [取締役関係]「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」に記載の「指名・報酬委員会」で審議して決議し、その決議を踏まえて、取締役会にて取締役・監査役の候補者につき決議した上、株主総会へ付議していま

す。

また、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、前記の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載の「親子取引審議委員会」で審議・検討を行った上、取締役会に付議しています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外役員5名(社外取締役2名と社外監査役3名)を置く体制を採っています。当社の社外取締役数(2名、内1名は女性)は取締役総数(6名)の3分の1を占めます。

社外役員は取締役会や監査役会のほか、前記「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載の「親子取引審議委員会」及び「1. [取締役関係]「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」に記載の「指名・報酬委員会」の委員を務め、また次の重要会議等に出席し、いずれにおいても各々の知見・経験を活かして社外の客観的立場から積極的に質問や発言を行って、取締役の経営・業務執行につき公正かつ適切に監視・監督しています。

a.代表取締役社長との年数回の懇談会。

b.代表取締役社長以外の各取締役、各役付執行役員、一部執行役員との年1回の懇談会。

c.当社の事業部門・子会社等の視察(年1~2回)

以上の重要会議等は監査役会と社外取締役との合同形式で行っており、社外取締役と監査役・監査役会は、取締役の経営・業務執行の監視・監督に関して密接に連携を図っています。

社外役員につき、いずれも独立性の観点からも当社の社外役員として適任であると考え、5名全員を独立役員として届け出ており、その職務遂行に影響を与える特別の利害関係はありません。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では法定の発送期限日より早期に株主総会招集通知を発送しており、2022年6月17日開催の第164期定時株主総会では、法定期限日(6月3日)の4日前の5月30日に発送すると共に、それより以前の5月24日に株主総会招集通知の内容を会社ホームページと証券取引所のコーポレート・ガバナンス情報サービスに開示しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を設定しており、本年の第164期定時株主総会は6月17日に開催しました。今後も同様に早期に定時株主総会を開催する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月開催の定時株主総会以降、電磁的方法による議決権行使を採用しています。2020年6月からスマートフォン等により、議決権行使コード・パスワードを入力することなく、QRコードを読み取るだけの簡便な方法である「スマート行使」を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年9月に議決権電子行使プラットフォームに参加し、2016年6月22日開催の第158期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家が株主総会につき当該プラットフォームからの議決権行使も可能である状況としています。多くの機関投資家に利用して頂いており、今後も継続する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	2015年6月開催の定時株主総会以降、総会招集通知の英文での開示を行っており、2022年6月17日開催の第164期定時株主総会でも、その総会招集通知上の日時・場所・議題名と議案の参考書類の部分の英文内容を、5月24日に会社ホームページと証券取引所のコーポレート・ガバナンス情報サービスに開示しました。
その他	2022年6月17日開催の第164期定時株主総会より、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施し、今後も継続する予定です。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2018年6月21日付けで制定し、会社ホームページに掲載しています。 <a href="https://nissin.jp/ir/disclosure.html">https://nissin.jp/ir/disclosure.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対しては、IR担当取締役の指揮のもと、関係するコーポレートスタッフ部門が対応するのに加えて、IR担当取締役自らが個人投資家向けのIR説明会を実施する方針であります。その場合、IR説明会で用いた資料を会社ホームページに掲載しており、随時閲覧可能な状況としています。しかしながら、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染防止のため、そのIR説明会を取りやめております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家や法人株主に対しては、社長またはIR担当取締役が面談に応じています。また、年1回、社長自らが出席し機関投資家・アナリスト向けIR説明会を実施しており、今年度は2022年5月26日にオンラインで開催しました。そのIR説明会で用いた資料を会社ホームページに掲載しており、随時閲覧可能な状況としています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算発表の資料、事業や製品の概要情報、財務情報(FACT BOOKなど)、上記のIR説明会の資料、当社グループの中長期計画に関する概要、株主総会の招集通知・決議通知などを掲載しています。	

#### IRに関する部署(担当者)の設置

当社は、「証券取引所に対する情報取扱責任者」の特命を受けた経理部所管の取締役をIR担当取締役として定め、そのIR担当取締役が経営企画部、経理部、総務部、法務部などのIR活動に関連するコーポレートスタッフ部門を取りまとめて対応しています。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは、持続的成長と企業価値向上はステークホルダーによって支えられていることを深く認識し、「事業の精神」に基づき、ステークホルダーであるお客様・株主・社会・パートナー・社員からの5つの信頼を実現し、ステークホルダーとの確かな信頼関係を構築することを「行動の原点」として、「企業理念」の実現を目指しています。</p> <p>当社グループの「企業理念」・「行動の原点」・「事業の精神」については、当社ウェブサイト内(<a href="https://nissin.jp/company/principle.html">https://nissin.jp/company/principle.html</a>)でご確認ください。</p>

(1) サステナビリティに関する取り組み方針

日新電機グループの企業理念「社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献する。」は、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方にも通じるものです。

当社グループは企業理念の実現により、サステナビリティの推進を図るべく5つのマテリアリティ(重要課題)を決定し、2021年4月にスタートしたVISION2025の中核に据えたSDGsへの取り組みを強化します。

【5つのマテリアリティ(重要課題)】

<製品・サービスによる価値創造>

エコで地球にやさしい製品による技術革新への貢献  
地球環境問題への貢献

<基盤強化に向けた取り組み>

人権を尊重した公正な企業活動の変革  
多様性を尊重した安全で働きやすい職場への変革  
リスク対応力の強化によるBCP向上

中長期計画「VISION2025」の内容については、当社ウェブサイト内(<https://nissin.jp/ir/vision/vision2025.html>)をご確認ください。

当社グループのサステナビリティについては、当社ウェブサイト内(<https://nissin.jp/sustainability/index.html>)をご確認ください。

(2) 地球環境問題への貢献と気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に沿った開示

当社グループは、気候変動への対応を経営の最重要課題の一つと位置付けて、気候変動に大きな影響を及ぼす温室効果ガス排出量の削減を目指し、環境配慮製品の開発、社内での省エネ推進などの取り組みを積極的に推進しています。

温室効果ガス排出量削減について、当社グループは、2030年度に2018年度比で35%削減(Scope1+2)、30%削減(Scope3)という長期目標を策定し、国際的な環境団体であるSBTi(Science Based Targets Initiative)から科学的根拠に基づいた目標として認定を受け、目標達成に向けた取り組みを展開しています。

またTCFD提言に基づき、気候変動が事業に与えるリスクと機会を評価し開示しています。

TCFD提言の気候変動に関する情報開示と取り組みについては当社ウェブサイト内(<https://nissin.jp/csr/ecology/warming.html>)をご確認ください。

(3) 多様性を尊重した安全で働きやすい職場への変革

当社は、持続的成長と企業価値向上のためには人材の多様性の確保が重要と考えており、その実現に向けて、次のとおり取り組んでいます。

○(外国人)

当社は世界10の国・地域に事業展開しており、海外グループ会社においては、役員や幹部社員に外国人社員の登用を推進し、管理職の現地化率は約8割に達しています。今後、「日新アカデミー」を通じグループ共通の理念の共有化を一層推進すると共に、多様な視点を当社事業戦略に反映してさらなるグローバル事業の発展に努めていきます。

○(女性)

当社では「女性活躍推進」をダイバーシティ推進の原動力の一つと位置づけています。性別を問わず、存分に持てる力を発揮し、活躍し続けられる環境を整えていくことは、社員一人ひとりがより活躍できる風土を育むことになり、将来にわたる当社の成長、発展に向けて取り組んでいます。

2016年4月より、女性活躍推進法に基づき目標と行動計画を策定し、女性の積極採用や、登用・育成に取り組んでいます。

また、上記マテリアリティ(1)のKPIとして、2030年度の女性管理職比率(国内)10%以上、女性採用比率(国内)30%以上と設定しています。

取り組み内容、行動計画(目標)、実績につきましては、当社ウェブサイト内(<https://nissin.jp/csr/fivetrusts/employee/satisfaction.html>)をご確認ください。

○(中途採用者)

当社では多様な人材を確保するため中途採用(キャリア採用)を積極的に実施しています。入社後は経験やスキル、知識に応じて早期育成を図っています。今後もより積極的な採用を進めていきます。

## 人的資本・知的財産への投資に関する開示

### (1) 人的資本への投資

次世代を支える人材育成を強化すべく、2017年の当社創立100周年を機に「日新アカデミー研修センター」を新たに本社東側隣地に建設し、全社員が職位や業務内容・レベル等に応じて、求められる知識、考え方、スキル等を身に付けられるよう、階層別のカリキュラムを中心に、必要な教育・研修を提供しています。今後も「VISION2025」に基づき、その「事業基盤強化」の一環として、社員の特性・可能性を最大限に活かし高め、社員がより積極的にチャレンジする風土を創るべく、人事制度と育成体制の改革、多様で柔軟な働き方の促進、ICT・リモート活用による新常态への適応などへの投資を進めていきます。

### (2) 知的財産への投資

メーカーである当社グループにとって技術は生命線であるとの認識のもと、持続可能な社会の実現への対応、環境配慮の要請の高まり、電力システム改革の進展などの事業環境の変化を重視して、研究開発に取り組んでいます。2021年度の研究開発費は68億円であり、「VISION2025」では一層積極的に研究開発投資を進めるべく、2021年度からの5年間で380億円の投資を計画しています。

その中で、知的財産は当社グループの重要な資産であるとの認識のもと、知的財産で有利にビジネスを展開できる会社へ変化すべく、特許権等(特許権、実用新案権、意匠権)の保有件数を増加するため様々な活動を実施していきます。なお、当社グループが保有する技術と成果については年2回、技術論文誌「日新電機技報」を発行しており、その内容をバックナンバー含め当社ウェブサイト内(<https://nissin.jp/technical/index.html>)に掲載しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、会社法上の内部統制システムの構築に関する基本方針を、2006年5月12日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、2008年2月22日、2011年6月23日、2014年5月9日、2014年8月28日、2015年4月22日及び2022年3月30日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりであります。

会社法第362条第4項第6号、並びに会社法施行規則第100条の第1項及び第3項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、下記のとおりとする。

なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、当社の取締役会の決議を取得する。

#### 記

(1) 企業集団(当社グループ)の取締役・使用人(従業員)の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ社員行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置している社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」(ACM)を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・社員行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びACMは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。また、内部監査部門は業務監査結果を定期的に取締役会に報告する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、确实・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

#### (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役(所管役員)を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

#### (4) 企業集団(当社グループ)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する対策を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会(リスク管理方針や対策の基本方針などを決定)を設置し、その下でビジネスリスクに係る重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整理、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画(BCP)の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

#### (5) 企業集団(当社グループ)の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。

また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

当社においてはグループ会社に関する事項も含め重要な経営事項に関し、常務会で事前に十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に付議する。また、グループ各社においては、その取締役・監査役等に当社の役員又は管理社員が就任し、取締役会等を定期的に開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、当社はその審議内容等を確認できる体制とする。

さらに、当社グループの業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化、デジタル技術の活用を推進し、職務執行の効率化を進める。

親会社である住友電気工業株式会社との取引を行う際における少数株主保護については、その方策の一環として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する親子取引審議委員会を設置し、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、同委員会で審議・検討を行ったうえで取締役会へ付議する。



(6)企業集団(当社グループ)の財務報告の適正性を確保するための体制

重要な拠点毎に内部統制推進責任者を設置し、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制の整備及び適切な運用を進め、財務報告の適正性を確保するための体制の強化を図る。内部監査部門は当社グループの内部統制システムの有効性についての評価を行い、内部統制報告書を取りまとめ、取締役会の承認を得る。

(7)当社監査役の職務を補助すべき使用人(従業員)に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8)取締役・使用人(従業員)、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループ会社に本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用状況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

(9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記(1)・(8)の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを社内規程に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

(10)当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

## 2. 前記1の運用状況の概要

第164期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)における前記1の基本方針の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、同委員会の決議に基づき、各種コンプライアンス施策を実施した。

「国内グループ社員向けコンプライアンス研修会」をオンラインセミナー方式で実施した。また、「海外グループ社員向けコンプライアンス研修会」を、中国、タイ及びベトナムの子会社向けに現地弁護士を講師としてオンラインセミナー方式で実施した。

当社の役員・執行役員等へ弁護士を講師として「役員・執行役員コンプライアンス研修会」を2回実施した。

公益通報者保護法上の内部通報制度に当たる「ヘルプラインデスク」(社内の総合ライン・女性窓口ラインと社外弁護士ライン)及び「当社の社外役員への通報ライン」の適切な運営を継続している。

国内・海外のエリア・コンプライアンス・マネージャー(ACM)が担当エリアでのコンプライアンス状況につき確認し、問題点が発見された場合は当該ACMと法務部が連携して対応している。

「社会規範・経営理念」及び優先準拠法令(下請法、労働基準法、労働安全衛生法など)を重点に、各遵法推進主管部門を中心にコンプライアンス施策を進めた。

国内グループ会社の全社員へ「人権に関する研修会」をオンラインセミナー方式で実施した。

啓発活動として社内報へコンプライアンス関連記事を掲載し、また、社内Webへ毎月コンプライアンス・メッセージを掲載し全社に通知している。

輸出管理の内部監査を実施すると共に、輸出管理担当者向けに説明会をオンライン方式で実施した。

業務監査部による業務監査結果を半期毎に取締役会で報告した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

「情報セキュリティ委員会」を2回開催し、セキュリティ対策状況などの報告を受け審議した。

国内グループ社員に標的型メールによる社内訓練を実施し、受信者の情報セキュリティ意識向上を図った。

マルウェア(コンピュータウイルス)の流行に対応し、メールサービスの利用者全員を対象に不審メールに関する緊急のe-ラーニングを改めて実施すると共に、ウイルスの侵入防止や侵入後の被害拡大防止のための対策を実施した。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導する当社取締役(所管役員)を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制を採っており、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づき必要事項は当社の取締役会・常務会等に付議・報告されている。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を1回開催し、今後解決すべき主な課題などの報告を受け審議すると共に、その下部組織である「リスク管理実務委員会」を4回開催し、情報セキュリティリスクとその対応方針などにつき報告を行い審議した。

国内グループ会社の社員への「安否連絡網」の送信テストを毎月実施した。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「取締役会・常務会」については、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項について月2回の常務会で事前に十分審議している。

新型コロナ禍を契機としたテレワーク(在宅勤務等)時の業務効率化に向けネットワーク回線の増強、安全かつ効率的なコミュニケーション基盤の整備としてマイクロソフトOffice365の運用開始、生産性向上のためのRPA(Robotic Process Automation、ロボットによる定型業務の自動化)の拡大など、IT施策を推進した。

支配株主との取引を行う際における少数株主保護の施策の一環として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する親子取引審議委員会を2021年11月に設立した後、2回開催した。

(6)企業集団(当社グループ)の財務報告の適正性を確保するための体制

重要な拠点毎に内部統制推進責任者を設置し、関連するコーポレートスタッフ部門の指導・支援のもと、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制の整備及び適切な運用を推進している。

(7)当社監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員として監査役室長1名を専任で配置している。

監査役室長は監査役の指揮命令による業務のみを遂行し、取締役などの執行部からは独立した体制としている。

監査役室長の人事評価等については、事前に監査役の意見を求めて、その意見を尊重した評価を実施している。

(8)取締役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は、監査計画に基づき各部門・子会社への監査を実施して課題・問題点の把握に努めており、子会社の監査役とも定期的に会議を行い情報の共有化を図っている。海外子会社の監査は全てWeb会議システムで実施し、工場や倉庫などはスマートフォンのカメラ機能や定点観測写真を活用して監査した。

監査役は、取締役会や重要会議(常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会など)に出席しているほか、関連資料を適宜閲覧している。

監査役や監査役会は、社長と定期的に懇談会等を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役等とも懇談を行い、その業務執行状況を確認している。

業務監査部と法務部は監査役(常勤)との定例(月次)情報交換会で、業務監査結果や内部統制システムの運用状況等の報告を行っている。

以上のほか、当社の業務・業績に影響を与える重要事項については、取締役・従業員は適宜遅滞なく監査役に報告している。

(9)前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内規則の「コンプライアンス規程」で前記2(1)の「ヘルプラインデスク」や当社・子会社の取締役・監査役への通報・報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しており、それを周知させ運営する体制としている。

(10)当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の必要経費は、半期ごとに予算を設け予め確保したうえ予算管理を行っている。その他監査活動等により発生した監査役の職務執行に必要な費用は全て会社が負担している。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団・総会屋等の反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを、また、今後ともそれらとの絶縁を継続する旨の宣言「暴力団・総会屋等に対し、暴力団排除条例・会社法違反となるような金品の供与はもとより、不正な収益をもたらすこととなる恐れのある寄付金、賛助金、協賛金、情報誌紙の購読等の要求には今後とも一切応じない」を行うことにより、これを明確にしています。

また、当社グループは、「日新電機グループ社員行動指針」の中で「反社会的勢力との対決」について定めています。取引先に対して誓約書を提出する一方、取引先から誓約書の提出を受けて、クリーンな取引を推進しています。

なお、今後万一、反社会的勢力からの不当・不法な要求があった場合及び絶縁に伴う不測の事態の発生、またはその恐れが生じた場合は、速やかに警察当局へ通報し、捜査等へ協力すると共に、適時・適切な指導と支援を警察当局に要請することとしています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

#### (1) 適時開示に係る当社の基本姿勢・方針

証券取引所の適時開示規則の遵守は企業の責務であり、当社はグループの全役員・社員が行動の規範とすべき内容を定めた「日新電機グループ企業行動憲章」を2019年4月に一部改定し、「3. 社会の一員としての行動」として「企業情報を適切に開示し、広く社会とコミュニケーションを取り、積極的に社会貢献活動に参画します」と謳い、グループ内への周知徹底を図っています。

その上で、証券取引所の適時開示規則に則り、真摯な姿勢で投資者等の視点に立った当社グループに関する重要な情報の開示を迅速かつ適切に行っています。

なお、詳細については、前記の「2. IRに関する活動状況」に記載のとおりです。

#### (2) 適時開示に係る当社の社内体制の状況

当社は、2018年6月21日付けで制定し当社ホームページ上で開示している「ディスクロージャーポリシー」に則り、「内部情報の管理および株式等の売買の規制に関する規程」並びに「適時情報開示で求められる公表手続きに関する要則」に基づき、次のとおり対応しています。

a. 「証券取引所に対する情報取扱責任者」の特命を受けた経理部所管の取締役を、情報取扱責任者として証券取引所に登録する。

b. 適時開示を所管する部門を主管の経理部の他、経営企画部及び法務部とする。

c. 上記aの情報取扱責任者及び上記bの適時開示所管部門は、日常的に当社グループの情報収集に努め、グループ各社は、「連結子会社管理規程」・「連結子会社の重要事項審議要則」の周知・運用を徹底し、適時開示対象となるような情報を把握した場合、各グループ会社を所管する当社取締役等を通じて速やかに当該情報を情報取扱責任者または適時開示所管部門に連絡する。

d. 情報取扱責任者及び適時開示所管部門は、適時開示対象となるような情報を把握した場合、速やかに当該情報の取り扱いにつき協議する。情報取扱責任者は、その協議の結果に従い適時開示の是非、内容、時期等を経理部に指示し、経理部は法令及び関連規則に則り適時開示を実施する。

e. 証券取引所への適時開示内容につき全て開示前に当社の取締役会で決議し、正確な情報の開示体制を確保する。

(3) コーポレートガバナンス・コードの補充原則4 - 11 及び当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に則り、取締役会の実効性を一層高めるべく、2021年度の当社取締役会の実効性の分析・評価を2022年4月に実施しており、その結果概要を次のとおり開示いたします。

#### a. 分析・評価の方法

自己評価による方法を採用し、取締役会の実効性に関する確認票を全取締役・監査役に送付し、全員からの回答により得られた評価・意見等に基づき分析・評価を行いました。

#### b. 分析・評価結果の概要

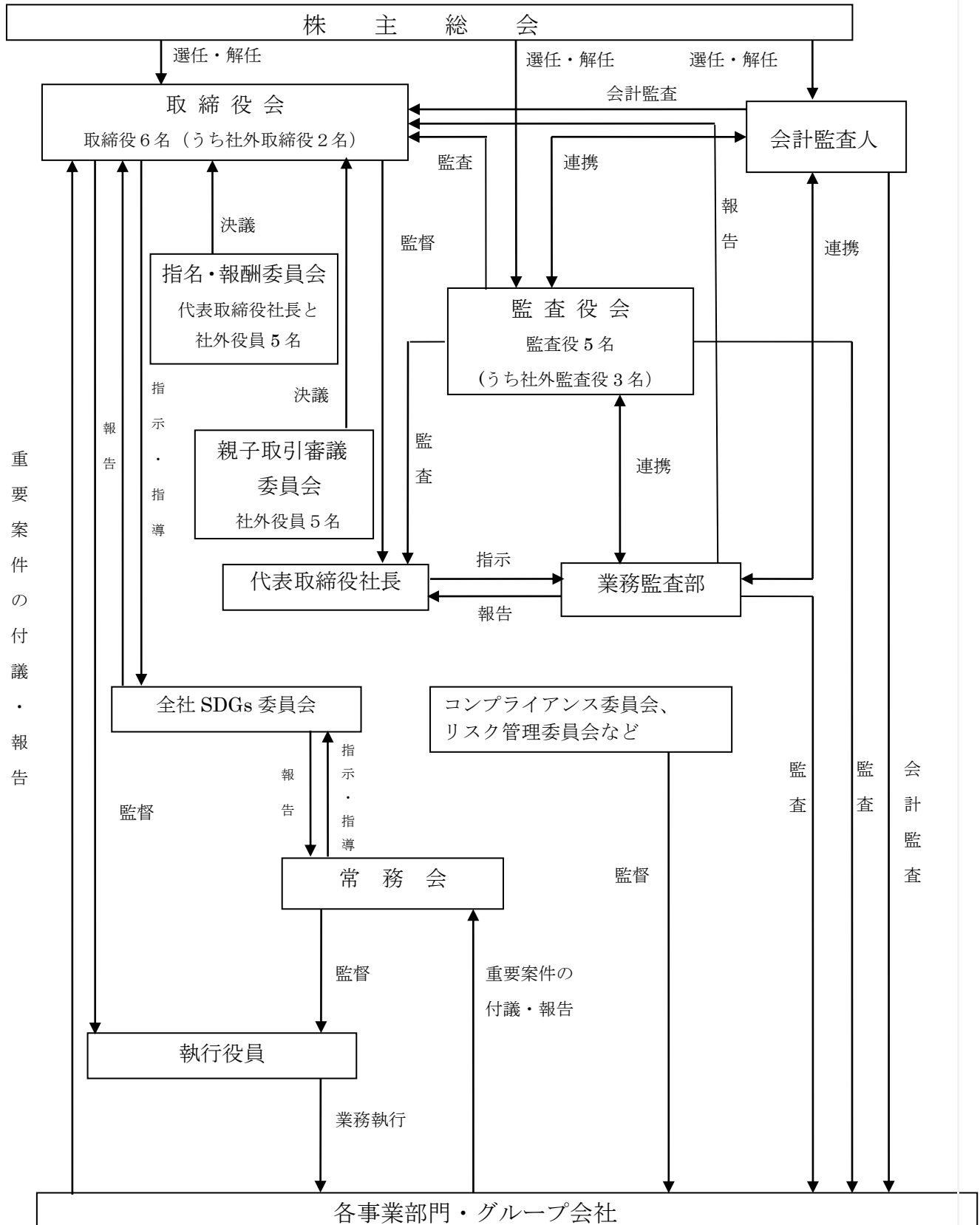
当社の取締役会は実効性を確保できているものと判断いたします。

大局的・多角的視点からの審議・検討、適切な議題選定、改善要望への迅速な対応などで評価が高い一方、取締役会資料の質・量・わかりやすさ、事前提供の早期化などで改善が必要な状況です。

#### c. 今後の改善方針

当社取締役会の実効性をより向上させるべく、取締役会資料の内容の質・量・わかりやすさ等の適切さを向上させると共に、事前提供の早期化に引き続き取り組んでまいります。

【参考資料：模式図】



## 取締役・監査役候補の指名方針等

①当社は、「社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献する」という企業理念の実現を目指している。社内取締役は、その企業理念を実践している者、企業経営において豊富な経験と優れた実績がある者、当社の置かれた環境と今後の変化を踏まえ経営に関し客観的な判断能力を有する者、先見性及び洞察力など人格・見識に優れた者を候補者として選任する。

②社外取締役は、経営全般の経験を有する者、各分野の専門家、学識経験者等の中から、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点より、当社経営の監督者として相応しい者を候補者として選任する。

③監査役は、経営全般の経験者、学識経験者及び財務、会計、法律に関する専門的な知見を有する者を候補者として指名する。

④取締役・監査役候補者の選解任に関する議案の株主総会への提出は、当社の指名・報酬委員会にて審議を行い、その結果をもとに取締役会の決議により決定する。

## 取締役・監査役のスキル・マトリックス

地 位	氏 名	知識・経験・能力						
		経営全般	製造・技術 ・研究開発	海外事業	財務・会計	法務・コンプ ライアンス	SDGs・ESG	他業種の知見
代表取締役 会長	齋藤成雄	○	○	○				
代表取締役 社長	松下芳弘	○	○	○			○	
常務取締役 常務執行役員	寺本幸文			○	○	○	○	
常務取締役 常務執行役員	小林賢司	○	○	○				
取締役 (社外取締役)	百合野正博				○	○		○
取締役 (社外取締役)	平林幸子	○					○	○
監査役 (常勤)	植野正			○	○	○		
監査役 (常勤)	明石直義	○		○		○		
監査役 (社外監査役)	田中等					○	○	○
監査役 (社外監査役)	佐伯剛				○		○	○
監査役 (社外監査役)	松原洋子	○					○	○

注：上記一覧表上、各氏が保有する知識・経験・能力のうち主要なものに○印を付けています。

以 上